

奨学金 の会

News

No.149
2025.5.16

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会
〒104-0061 中央区銀座6-18-2 野村不動産銀座ビル8F 学支労気付 TEL & FAX 03-5565-0102
http://shougakukin.sakura.ne.jp mail:kyuuahu@shougakukin.sakura.ne.jp

- **教育は無償に！奨学金は給付に！**
5月1日、奨学金の会が署名宣伝行動行う
- **4月1日 大学等修学支援法改正施行 なにが変わった？
「教育無償化」が「子育て支援」に政策転換！**
- **「地元から高等教育機関が消える」24年度大学13校、短大31校が対象外！**
ペナルティ強化で支援対象外校が急増し、文科省が一年で要件緩和
- **2024年自殺状況「奨学金の返済苦による自殺者」23件**
- **奨学金の会請願署名提出集会**
5月30日（金）15時～17時／衆議院第2議員会館第3会議室

学費上げるな！希望者全員に給付奨学金を！



5月1日、奨学金の会は東京都渋谷区・代々木公園で開催された第96回メーデー会場前で、署名宣伝行動を行いました。

高等教育無償化の選挙公約はどこに

宣伝行動では全日本教職員組合大島書記次長が「昨年の総選挙では、すべての主要政党が高

等教育無償化を公約に掲げたが、現実には大学の授業料は上がり続けている。昨年度から大学院生に対して「授業料後払い制度」が導入されたが、新たな学生ローンであり、若者を借金漬けにする社会に未来はない。国際基準の給付奨学金、無償教育を実現させよう」と訴えました。

奨学金返還免除を拡大して

署名に協力した若者は「自分も奨学金を返還中だが負担に感じている。アメリカのように返還免除になるとうれしい」と語りました。子どもが大学生という女性は「学費が4月からまた上がった。買い物を控えて学費に廻している」と訴えました。



教育無償化が子育て支援に政策転換

施行5年で法律の目的が変わる！ 大学等修学支援法改正の概要

2025年4月1日、「大学等における修学の支援に関する法律（以下「修学支援法」）」の一部を改正する法律が施行されました。

「3人以上の子どもがいる多子世帯の大学授業料を無償化する減免制度の創設」などが改正の目玉とされていますが、大きく変わったのは第1章総則の第1条（目的）です。

「高等教育無償化」の制度だったのに！

そもそも修学支援法は2019年秋に行なわれた消費税増税の理由の1つに「高等教育無償化」が掲げられたため、消費税増分のうち、7600億円を財源に充てることで低所得世帯を対象に、高等教育の無償化を図るために2020年4月に施行されました。

そのことから第1条（目的）には、法律名にあるとおり「大学等における修学の支援」が明記されていました。

ところが今回の法改正により、その文言はなくなり、「家庭における負担の軽減」「子育てに希望を持つことができる社会の実現」が目的

概要

1. 法律の目的の見直し【第1条関係】

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することとする。

2. 授業料等減免の対象者の追加【第4条関係】

授業料等減免の対象者として、

① 低所得者世帯の学生等（学生等及びその生計維持者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にある学生等）に加え、

② 多子世帯の学生等（3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である学生等）を対象とする。

※多子世帯の学生等については、所得制限なし。

3. 認定手続等に関する規定の整備【第5条・第6条関係】

学生等が授業料等減免を受けるために必要な認定の手続や、認定事由が変わった場合の変更認定の手続規定を整備する。

4. 授業料等減免についての配慮事項の新設【第15条関係】

国は、低所得者世帯の学生等に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

※学資支給（給付型奨学金）は、これまでと同様に独立行政法人日本学生支援機構法に基づき実施。

文科省HP「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」より抜粋

とされました。基本的人権である教育を受ける権利を保障する事業ではなく、「子育て支援」事業に変えられたこととなります。

複雑化する修学支援制度

進学困難な学生を支援する制度は、シンプルでわかりやすい仕組みであることが必要ですが、

大学等修学支援法新旧条文比較

旧 第1条（目的）この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。



支援の対象も真に支援が必要な低所得者世帯の「学生」から多子世帯及び経済的理由から教育費負担が困難な「家庭」に

新 第1条（目的）この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ）の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

24年度から多子世帯や理工農系の間層層に対象を拡大し、25年度からさらに多子世帯について授業料等が無償とする制度が加わりました。給付奨学金と授業料減免の支給区分も4分割され、さらにそれぞれの受給条件が違うなど複雑化しています。

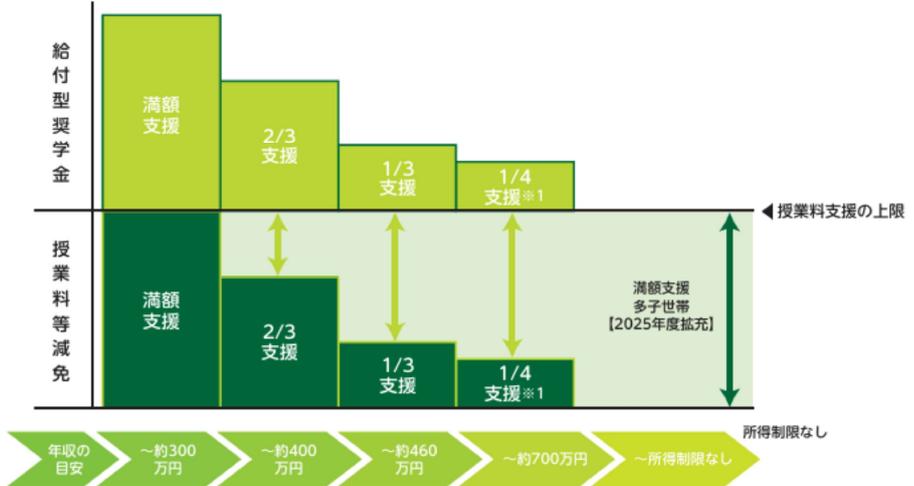
兄弟姉妹の数や順番で教育機会の差をつけることは、平等であるべき教育を受ける権利を侵害することになります。

修学支援制度は、誰もが希望すれば「学ぶ権利」として受給できる制度に転換すべきです。

複雑化する修学支援新制度

JASSOHP「修学支援新制度【大学生等対象】リーフレット」より抜粋

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)が決まります。(多子世帯の場合、所得に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)
「進学資金シミュレーター」(右下の二次元コードよりアクセス)で、支援額の区分や給付型奨学金の月額を試算することができます。



「地元から高等教育機関が消える!？」

奨学金の会が「改善」を要請

一定以上の定員割れが続く大学などを修学支援新制度の対象校から除外する措置について、文科省は25年度から、同一道府県内に看護師養成など同じ分野の進学先がない場合は、対象校の取り消しを猶予するよう「確認大学」の要件を緩和します。

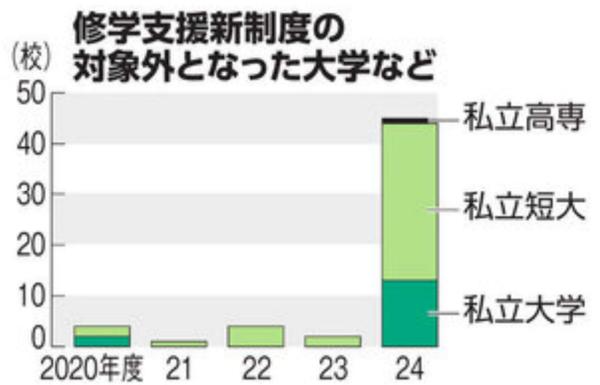
奨学金の会は、2024年12月4日に行った文科省要請の中でこの問題を取り上げていました。

「厳格化」で支援対象外校が急増

大学等修学支援法の施行規則は、要件を満たす大学・短大、専門学校などに通う学生を対象ととしています。政府は2024年度にこの要件を厳格化し、大学・短大については、「直近3年度のいずれも学生数が収容定員の8割以上」を満たさないと原則として対象校から除外されることになりました。

この厳格化により、それまで年に数校程度であった対象外校が、24年度は全国で13大学31短大が対象校を取り消されました。

そのうち、少なくとも大学1校、短大12校が学生募集の停止を決めました。



修学支援新制度の対象外となった大学など

朝日新聞 2025年3月4日より転載

学生支援制度を大学淘汰に利用するな

経済的に困窮する受験生は、支援制度から外された学校を進学先として選択できなくなります。その結果、定員割れがさらに進み、募集停止につながったケースもあります。

「青森県で看護師要請の専門学校がなくなった」など、地方の高等教育機関は深刻な状況に陥っています。これは政府が「大学改革」において少子化に対応した大学淘汰政策を学生支援制度に持ち込んだために起きた失策です。

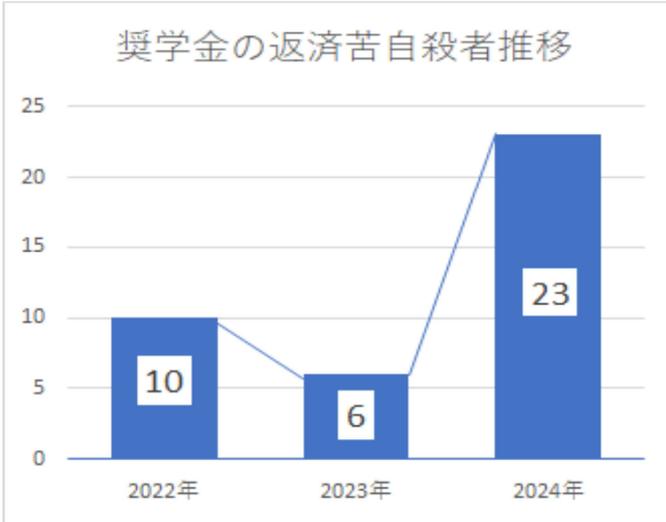
政府は要件緩和とともに、基盤的経費の支援拡大など、教育予算の拡充に転換すべきです。

2024年奨学金の返済苦による自殺者が前年の4倍に！

奨学金の返済苦による自殺者23名

2025年3月28日 厚生労働省自殺対策推進室と警察庁生活安全局生活安全企画は、2024年中の自殺の状況を発表しました。

自殺者数20,320人中、経済的理由が5,092件。そのうち「奨学金の返済苦」は23人で前年の6人から17人増えました。



2024年中の自殺の状況

経済・生活問題		計	奨学金の返済苦
2024年	総数	5,092	23
	男	4,459	19
	女	633	4
2023年	総数	5,181	6
	男	4,508	6
	女	673	0

※2024年の自殺者数は20,320人

警察庁が自殺者の理由項目に「奨学金の返済苦」を加えたのは2022年からです。22年10名、23年6名、24年23名と、この3年で最も増えています。異常な物価高騰により経済的困難な状況が広がるなかで、返還猶予や免除免除制度の拡充が求められています。

教育は無償に 17度目の署名提出 奨学金は給付に

請願署名提出院内集会

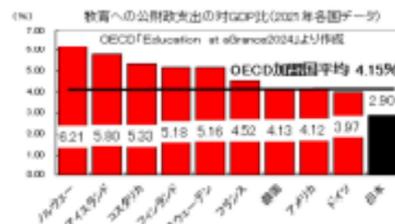
5月30日(金)

15:00~17:00

衆議院第2議員会館第3会議室

- 署名提出セレモニー
●紹介議員あいさつ
●三輪会長の特別講演
●加盟団体より決意表明
●署名賛同者の声
●集会アピール採択

テーマ:「新たな千年紀」と教育最優先・無償教育の展望
—国際教育論の新しい潮流—
講師:三輪 定宣(奨学金の会会長、千葉大学名誉教授)



教育予算を世界水準に
日本の教育に対する公財政支出GDP比
OECD加盟38ヶ国中下から2番目!
無償化する
じなかならう?

2012年9月、日本政府は国際人権A(社会権)規約13条2項【無償教育条項】をすべて批准しました。あれから13年…

大学授業料はあがり続け、学生支援策の中心は有利子貸与奨学金のままです。「高等教育無償化」を掲げて創設された大学等修学支援制度は、少子化対策に転換し、授業料後払いという学生ローン新

設など、無償化に逆行しています。いま、教育を受ける権利を守るためには、限定的な支援や負担の先送りではなく、学費の無償化と給付奨学金の拡充が重要です。

奨学金の会17回目の請願署名の署名提出集会に、ぜひご参加下さい。よろしくお願ひします。

奨学金の会「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」
事務局:〒162-0845東京都新宿区市谷本村町10-7学支労交付 TEL&FAX03-3269-6096
http://shougakukin.sakura.ne.jp mail:kyuu@shougakukin.sakura.ne.jp
【加盟団体】全国労働組合総連合、全日本教職員組合、全国私立学校教職員組合連合、全日本国学生自治会連合、首都圏大学非常勤講師組合、あいらひ立高校父母連絡会、「お金がないと学校に行けないの?」首都圏高校生集金実行委員会、日本学生支援機構労働組合(2023年5月現在)